

続けよう! 広めよう! 飲酒運転

ZERO

ゼロ

新潟県では、12月11日(月)から20日(水)まで「冬の交通事故防止運動」を実施します。横断歩行者等の交通事故防止、冬道の安全走行と並び、重点の1つに掲げているのが「飲酒運転の根絶」。新潟県の飲酒運転の現状や罰則、取り組みについて新潟県警察本部 交通企画課 安全対策係長 樋口 恵子さんに伺いました。



酒気帯び運転

3年以下の懲役または

50万円以下の罰金

※数値はすべて令和4年中のものです。罰則については令和5年12月時点での情報です。

飲酒運転関連の主な違反

酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
飲酒検知拒否 3か月以下の懲役又は50万円以下の罰金	ひき逃げ事故 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

新潟県の飲酒運転の現状と特徴

昨年に比べて飲酒運転の取締り件数は、増えていきます。飲酒運転に絡む交通事故の発生は昨年にならぬ減少傾向が、事故の中で亡くなった方の割合は、飲酒が絡まない事故と比べて約4倍も高く、飲酒運転による事故が重大事故につながることを示しています。

また、飲酒運転による追突事故と正面衝突の事故類型が多、交差点関連が多いのですが、

飲酒運転の罰則と厳罰化

道路交通法では、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と規定されており、酒酔い運転は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金、酒気帯び運転は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっています。また、酒気を帯びている者の車両等の提供禁止や酒類の提供禁止、運転者が酒気を帯びていることを知りながらその車に乗ろうとする同乗の禁止など飲酒運転の周辺3罪にも厳しい罰則があります。

新潟県警察本部の取組紹介

「冬道は心の余裕と車間距離」をスローガンとして、冬の交通事故防止運動が12月11日から12月20日までの10日間行われます。運動の重点は「横断歩行者等の交通事故防止」に渡ります。運動の活用として「飲酒運転の根絶」が活用されています。

飲酒運転取締り件数

473件

飲酒運転 11件

同乗罪
車両提供罪
酒類提供罪

冬の交通事故防止運動重点項目

実施期間 12月11日(月)~20日(水)

- 横断歩行者等の交通事故防止 ~渡るよサインの活用~
 - 飲酒運転の根絶
 - 冬道の安全走行
- 冬道は心の余裕と車間距離**
- スローガン

運動の重点

また、冬道を安全に走行するための広報・啓発活動を積極的に行います。



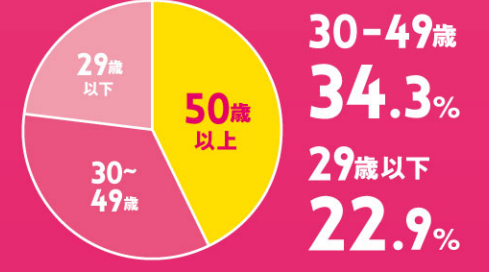
私たちは、NIIGATA飲酒運転ゼロプロジェクトを応援しています。

新潟県の飲酒事故の割合

全国8位

ワースト

※令和4年中に発生した原付以上の車両を運転中の者が飲酒運転で第一当事者となった事故の割合



飲酒運転取締り件数

473件

飲酒運転 11件

同乗罪
車両提供罪
酒類提供罪

酒酔い運転

5年以下の懲役または

100万円以下の罰金

私たちは、NIIGATA飲酒運転ゼロプロジェクトを応援しています。